

秋田県立図書館総合電算システム更新事業 企画提案競技実施要領

この実施要領は、秋田県（以下「県」という。）が実施する「秋田県立図書館総合電算システム更新事業」（以下「本事業」という。）に係る委託候補者を選定する企画提案競技に関し、必要な事項を定めるものである。

なお、本事業は図書館総合電算システム（以下、「システム」という。）の更新・開発等を行う「更新業務」、使用する機器の「機器賃貸借」及びシステムの運用保守等の「保守等業務」を包括したものであり、契約については業務等ごとに締結するものである。

1 委託業務名等

(1) 業務名

- ・システム更新業務
- ・システム使用機器賃貸借
- ・システム保守等業務

(2) 本事業の仕様

- ・別添仕様書のとおり

(3) 契約期間

- ・システム更新業務 契約締結日～令和7年1月31日
- ・システム使用機器賃貸借 令和7年2月1日～令和12年1月31日
ただし、契約を締結した日の属する年度の翌年度以降の歳入歳出予算において、この契約に係る金額について減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができるものとする。この場合において、解除により生じた損害の賠償を請求することはできないものとする。
- ・システム保守等業務 令和7年2月1日～令和7年3月31日

(4) 委託等上限額

- ・システム更新業務 80,456,200円（消費税及び地方消費税を含む。）
- ・システム使用機器賃貸借
月額1,074,285円（消費税及び地方消費税を含む。）
- ・システム保守等業務 月額542,421円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 実施日程

- | | |
|-----------------------|----------------|
| (1) 公募開始 | 令和6年4月26日（金） |
| (2) 実施要領等に関する質問票の提出期限 | 令和6年5月 8日（水）正午 |
| (3) 上記質問に対する回答 | 令和6年5月16日（木） |
| (4) 参加資格確認申請書類の提出期限 | 令和6年5月22日（水）正午 |

(5) 参加資格の確認結果の通知	令和6年5月29日(水)まで
(6) 企画提案書等の提出期限	令和6年6月6日(木)正午
(7) 企画提案競技審査会の実施	令和6年6月14日(金)(予定)
(8) 審査結果の通知	令和6年6月17日(月)(予定)
(9) 契約締結	令和6年6月下旬(予定)

3 事務局

秋田県立図書館 総務チーム

住所：〒010-0952 秋田市山王新町14番31号

電話：018-866-8400

FAX：018-866-6200

E-mail：Toshokan@pref.akita.lg.jp

4 参加者の資格に関する事項

本事業に関する企画提案競技に参加できる者は、次に掲げる参加資格要件（以下「参加資格」という。）を満たす者で、秋田県知事から参加資格の確認を受けたものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしている者、若しくは再生手続き開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続き開始の決定を受けた者を除く。）、又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てをしている者、若しくは更生手続き開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続き開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (3) 参加資格確認申請書類の提出の日から委託候補者の選定をする日までの間に、県からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、又はその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体でないこと。
- (6) 本業務の実施について、県の要求に応じて速やかに来庁し、かつ日本語で対応できる体制を整えていること。
- (7) 本業務の遂行に際し、関係法令等を遵守し、的確に遂行できる能力を有する者であること。

5 参加資格の確認

参加者は次の参加資格確認申請書類を提出期限までに事務局に持参又は郵送により提出し、参加資格の確認を受けるものとする。

- (1) 提出書類
 - ・（様式第1号）企画提案競技参加資格確認申請書

- ・ (様式第2号) 会社概要整理票
 - ・ (様式第3号) 過去2年間の主要業務実績書 (同種業務の実績を記載し、契約書の写しを添付すること)
 - ・ (様式第4号) システムの機能に係る誓約書
 - ・ (システム使用機器賃貸借契約において第三者をもって貸付を行う場合のみ)
(様式第5号) 第三者をもって物品の貸付を行えることの証明書
- (2) 提出期限
令和6年5月22日(水) 正午
- ・ 持参の場合は、平日午前9時から午後5時(22日の場合は正午)までに事務局へ提出すること。
 - ・ 郵送の場合は、書留にて提出期限までに事務局へ必着のこと。
- (3) 確認結果の通知
参加資格の確認結果は、令和6年5月29日(水)までに電子メールで通知するほか、別途書面により通知する。
- (4) 留意事項
- ・ 提出後の訂正及び変更は認めない。
 - ・ 提出期限までに申請書類を提出しない者又は企画提案競技参加資格が認められなかった者は、企画提案競技に参加できない。
 - ・ 参加資格確認申請書類に虚偽記載があった場合は、参加資格を取り消す。

6 参加資格の喪失

- (1) 参加者は、参加資格確認後に参加資格の要件に該当しなくなった場合は、参加資格を失うものとする。
- (2) 都合により辞退する場合は、企画提案競技参加辞退届(任意様式)を提出すること。

7 参加資格が認められなかった者に対する説明

- (1) 参加資格確認の結果、参加資格が認められなかった者は、秋田県知事に対し、書面(任意様式)により、その理由の説明を求めることができる。
- ・ 提出期限 令和6年5月30日(木)午後5時まで。
 - ・ 提出場所 3に同じ。
 - ・ 提出方法 電子メールに限る。
- (2) 秋田県知事は、書面を受理したときから7日以内に、説明を求めた者に対し、電子メールにより書面でその理由を説明する。

8 実施要領等に関する質問の受付

実施要領等に関する質問は、「実施要領等に関する質問票」(様式第6号)により、受け付ける。

- (1) 受付期限
令和6年5月8日(水) 正午

- (2) 受付場所
3に同じ。
- (3) 提出方法
電子メールに限る。
- (4) 回答方法
質問及び回答事項を取りまとめのうえ、秋田県公式Webサイト「美の国あきたネット」に掲載する。ただし、情報セキュリティ上、Webサイトで回答を公開することが望ましくないと判断した場合は、質問者に対して個別に電子メールにより回答する。
- (3) 回答期日
令和6年5月16日(木)

9 企画提案書等の提出

書類を持参又は郵送により事務局へ提出すること。

- (1) 提出書類及び部数
- ① 企画提案書 11部(正本1部、副本10部)
仕様書及び関係資料を確認のうえ、別添「企画提案書等作成要領」により作成すること。
- ② 見積書 11部(正本1部、副本10部)
仕様書及び関係資料を確認のうえ、別添「企画提案書等作成要領」により作成すること。
- ③ (「賃金水準の向上」・「女性の活躍推進」に関する加点措置に該当する場合)
(様式第7号) 加点措置評価資料提出票 正本1部
別添「企画提案競技審査要領」に記載する加点措置に該当する場合は、(様式第7号) 加点措置評価資料提出票に以下の書類を添付のうえ、提出すること。なお、加点措置の詳細については別添「企画提案競技審査要領」により確認すること。
- ア 賃金水準の向上
給与等受給者一人当たりの平均給与額の対前年増加率が1.5%以上の場合、加点の対象となる。増加率の確認方法については、以下のa～dから任意に選択し、それぞれの確認方法に応じた書類を提出すること。
- a 「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」の「1 給与所得の源泉徴収票合計表(375)」における区分「④俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄に記載の金額を「人員」欄に記載の人数で除した金額により比較する。
- (提出書類)
- ・令和5年および令和4年分の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表の写し
 - ・事業者が給与等受給者一人当たりの平均給与額の対前年増加率について事前に割合を計算した資料(任意様式)
- b 秋田県内にある支店、営業所等を県域で一つの事業者として「給与所得

の源泉徴収票等の法定調書合計表」の「1 給与所得の源泉徴収票合計表(375)」における区分「㊤俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄に記載の金額を「人員」欄に記載の人数で除した金額により比較する。

(提出書類)

- ・税理士又は公認会計士等の第三者による賃上げ実績を確認できる書類
(参考様式) 第三者による賃上げ実績の確認できる書類

c 「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」の「1 給与所得の源泉徴収票合計表(375)」における区分「㊤俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」から役員報酬を除き、また、「人員」から役員を除いた人数で除した金額により比較する。

(提出書類)

- ・税理士又は公認会計士等の第三者による賃上げ実績を確認できる書類
(参考様式) 第三者による賃上げ実績の確認できる書類

d 秋田県内にある支店、営業所等を県域で一つの事業者として「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」の「1 給与所得の源泉徴収票合計表(375)」における区分「㊤俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」から役員報酬を除き、また、「人員」から役員を除いた人数で除した金額により比較する。

(提出書類)

- ・税理士又は公認会計士等の第三者による賃上げ実績を確認できる書類
(参考様式) 第三者による賃上げ実績の確認できる書類

イ 女性の活躍推進

次の a ~ d に該当する場合は、加点の対象となるため、対応する書類を提出すること。

a 一般事業主行動計画の策定・届出(従業員数100人以下の企業に限る)

(提出書類)

- ・労働局の受付印が押印された女性活躍推進法・次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出の写し

b えるぼしチャレンジ企業認定

(提出書類)

- ・秋田県知事が交付する秋田県えるぼしチャレンジ企業認定通知書の写し

c 法令に基づく認定

(提出書類)

- ・えるぼし、プラチナえるぼし、くるみん、プラチナくるみん、ユースエール)に関する認定通知書の写し

d 秋田県知事表彰の受賞

(提出書類)

- ・女性の活躍推進企業表彰、子ども・子育て支援知事表彰、男女共同参画

社会づくり表彰の受賞に関する表彰状の写し

(2) 提出期限

令和6年6月6日(木)正午

- ・持参の場合は、平日午前9時から午後5時(6日の場合は正午)までに事務局へ提出すること。
- ・郵送の場合は、書留にて提出期限までに事務局へ必着のこと。

10 企画提案審査

(1) 審査方法

企画提案の審査は企画提案競技審査会(以下「審査会」という。)において、提案書及びプレゼンテーションによる審査を行い、最も優れた企画を提案した者を受託候補者として選定する。

(2) 審査会

令和6年6月14日(金)を予定しているが、詳しい日程や会場等は、参加資格が認められた参加者へ電子メール及び書面にて通知する。

(3) 結果の通知

審査の結果は参加者に電子メール及び書面にて通知する。

(4) 苦情申し立て

選定の結果に関して不服がある場合は、上記通知の日の翌日から起算して2日(秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第29号)第1条第1項に規定する県の休日を含まない。)以内に、契約担当者に対して書面(任意様式)により申し立てをすることができる。

11 契約に関する事項

(1) 契約の相手方

上記10により選定された受託候補者と随意契約を締結する。

なお、システム使用機器賃貸借契約において第三者をもって貸付を行う場合は、第三者をもって貸し付けできる能力を有する証明を行うこと。証明は「第三者をもって物品の貸付を行えることの証明書」(様式第5号)により行うこととし、参加資格の確認の提出書類と合わせて、令和6年5月22日(水)正午までに事務局に持参又は郵送により提出すること。

(2) 企画提案内容と業務

企画提案書等に記載された事項は、本業務契約時の仕様書の一部として取り扱う。

契約の締結に当たっては、審査会における意見を踏まえ、受託候補者と提案内容に沿った協議及び調整を行い、企画提案内容の一部を変更し、業務内容の追加や修正をする場合がある。その場合は、1(4)委託等上限額の以内で契約額を協議により別途決定する。

(3) 契約の不成立等

上記10により選定された受託候補者が、正当な理由なく契約を締結しないとき、

又は協議が整わないときはその選定を取り消し、次に優れた企画を提案した者を受託候補者として選定する。

(4) 契約保証金

- ① 本業務の受託者は、秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号、以下「規則」という。）第177条第1項に規定により、契約額の100分の10以上の額を契約保証金として納付する必要がある。ただし、規則第178条の規定に該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。
- ② 受託者が納付した契約保証金は、規則第179条の規定により還付する。

1.2 公正な企画提案競技の確保

- (1) 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 参加者は、企画提案に当たっては、競争を制限する目的で他の参加者と参加意志及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。
- (3) 参加者は、委託候補者の選定前に、他の参加者に対して企画提案書等を意図的に開示してはならない。
- (4) 参加者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、企画提案競技を公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を企画提案競技に参加させず、又は企画提案競技の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

1.3 その他

- (1) 企画提案及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 企画提案書等の取扱い
 - ア 参加者が県に提出した企画提案書等の提出書類（以下「提出書類」という。）に含まれる著作物の著作権は、参加者に帰属する。
 - イ 提出書類は返却しない。
- (3) 提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、参加者が負う。
- (4) 本件の企画提案に要した費用（プレゼンテーションへの対応を含む）は、参加者の負担とする。